

公立大学法人宮城大学学系組織運営規程

平成29年4月1日

規程第154号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規程第1号。以下「基本規則」という。）第27条第3項の規定により、宮城大学（以下「本学」という。）に置かれる学系の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員の所属)

第2条 本学の教員は、いずれかの学系に所属するものとする。

(学系及び分野グループ)

第3条 学系は、基本規則第27条第2項の規定により、次のとおりとする。

- 一 人間・健康学系
- 二 社会・文化学系
- 三 創造・開発学系
- 四 食料・生命学系

2 学系に、分野グループ（教員の専門分野の近似性を考慮して組織される教員の集団であって、学長が別に定めるものをいう。）を置く。

(学系の業務)

第4条 学系は、必要に応じて、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教員の研究業績の評価に関すること。
- 二 本学の研究費の審査に関すること。
- 三 学術雑誌の発行等に関すること。
- 四 教育研究プログラムの開発に関すること。
- 五 前4号に掲げるもののほか、学長が定める業務に関すること。

(世話人)

第5条 学系の分野グループに、世話人を置くことができる。

- 2 世話人は、当該分野グループの構成員の互選により選任する。
- 3 世話人は、当該学系に係る前条の業務について、掌理するとともに、当該分野グループにおいて指導的役割を担うものとする。
- 4 世話人の任期は、2年以内で当該分野グループ内の協議により定める期間とする。
- 5 世話人は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、学系の組織、運営等に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (H31.3.27 第 148 回理事会)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。